

## 令和5年度農業経営復旧・復興対策特別保証事業のご案内

### <目的>

東日本大震災による被害を受けられた農業を営まれている皆様に対して、速やかな復旧・復興のための取組みに必要となる資金を円滑に融通するため、融資保証支援を行います。

### <主な内容>

農業を営まれている皆様の復旧・復興のための取組みに必要となる資金について、無担保・無保証人融資を推進するための保証を行います。

- ①対 象 者：原子力災害被災 12 市町村【注】にほ場、事業所その他の事業拠点を有する農業を営まれている方（ただし、被災したことを証明する資料（罹災証明書等）が必要です。）で、①東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない方又は農業経営を再開して2年を経過していない方、②震災前売上水準の9割に達していない方で被災した事業用資産の復旧又は経営再開に必要な事業用資産の取得を行う方で原子力発電所の事故の影響を受けている方

【注】「原子力災害被災 12 市町村」は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村をいいます。

②対 象 資 金：農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金

③担保及び保証人：新たな徴求は行いません

④保証の限度額：各制度資金の限度額

⑤保証引受期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

⑥保 証 期 間：各制度資金等の償還期限内

⑦保 証 料：保証料の負担はありません

※ 上記措置のほか、各都道府県の実情に応じて別途資金が準備されている場合がありますので、お近くの融資機関又はお住まいの各都道府県の農業信用基金協会にお問い合わせ下さい。

なお、審査の結果、ご希望に添いかねる場合もあります。

○詳細については、以下の機関にご相談ください。

●お近くの農協、銀行等の民間金融機関

●お近くの農業信用基金協会

([https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai\\_list.html](https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html))

●農林水産省の担当部局 金融調整課（03-6744-2171）